													(二)　(一)以外のもの			○				総合事務所長
			33　同法第70条第1項の規定による破砕業の変更の許可				○				総合事務所長		33　同法第70条第1項の規定による破砕業の変更の許可 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						総合事務所長
			34　同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による破砕業者への変更の不許可処分の通知				○				総合事務所長		34　同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による破砕業者への変更の不許可処分の通知 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						総合事務所長
			35　同法第71条第1項の規定による破砕業の変更の届出の受理							○	総合事務所長		35　同法第71条第1項の規定による破砕業の変更の届出の受理 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
			36　同法第72条において準用する同法第64条の規定による破砕業の廃業等の届出の受理							○	総合事務所長		36　同法第72条において準用する同法第64条の規定による破砕業の廃業等の届出の受理 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長
			37　同法第72条において準用する同法第66条の規定による破砕業の許可の取消し又は業務の停止命令				○				総合事務所長		37　同法第72条において準用する同法第66条の規定による破砕業の許可の取消し又は業務の停止命令 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						総合事務所長
			略										略							
			42　同法第125条第1項又は第2項の規定による警察本部長への意見聴取				○				総合事務所長		42　同法第125条第1項及び第2項の規定による警察本部長への意見聴取 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						総合事務所長
			43　同法第126条の規定による警察本部長からの意見の受理				○				総合事務所長		43　同法第126条の規定による警察本部長からの意見の受理 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの		○ ○					総合事務所長
			44　同法第127条の規定による関係行政機関等への照会				○				総合事務所長		44　同法第127条の規定による関係行政機関等への照会 (一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの		○					

												(二) (一)以外のもの			○				総合事務所長		
		45 同法第130条第1項又は第2項の規定による関連事業者及び情報管理センターに対する報告の徴収						○	総合事務所長			45 同法第130条第1項及び第2項の規定による関連事業者及び情報管理センターに対する報告の徴収 (一) 引取業及びフロン類回収業に係るもの (二) 解体業及び破砕業に係るもの ア 日野総合事務所の所管区域に係るもの イ ア以外のもの					○ ○	○ ○	総合事務所長 総合事務所長		
		46 同法第131条第1項の規定による立入検査						○	総合事務所長			46 同法第131条の規定による立入検査						○	総合事務所長		
	十二 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第1項又は第5項の規定による事業計画書の受理又は当該計画書の送付						○	総合事務所長		十一 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第1項又は第5項の規定による事業計画書の受理又は当該計画書の送付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○ ○	○ ○	総合事務所長 総合事務所長		
		略										略									
		4 同条例第6条第1項又は第2項の規定による周知計画書の受理又は当該周知計画書の送付						○	総合事務所長			4 同条例第6条第1項又は第2項の規定による周知計画書の受理又は当該周知計画書の送付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○ ○	○ ○	総合事務所長 総合事務所長		
		5 同条例第6条第3項の規定による市町村長の意見の受理						○	総合事務所長			5 同条例第6条第3項の規定による市町村長の意見の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○ ○	○ ○	総合事務所長 総合事務所長		
		6 同条例第7条第1項の規定による現地調査の実施						○	総合事務所長			6 同条例第7条第1項の規定による現地調査の実施 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの					○ ○	○ ○	総合事務所長 総合事務所長		

| | | |

| | | |

| | | |

		略									
くらしの安心推進課	略										
	七　調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2　同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付				○					総合事務所長
		略									
	八　調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正				○					総合事務所長
		2　同令第12条による調理師の名簿の登録の消除							○		総合事務所長
		3　同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付				○					総合事務所長
		4　同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付				○					総合事務所長
	九　製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2　同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同条第3項の規定による製菓衛生師免許証の交付				○					総合事務所長
		略									
	十　製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387	1　同令第3条第1項の規定による製菓衛生師の名簿の訂正							○		総合事務所長

		(一)　上野総合事務所の所管区域に係るもの（処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。）					○				
		(二)　(一)以外のもの								○	総合事務所長
		略									
くらしの安心推進課	略										
	七　調理師法（昭和33年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2　同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの				○					東部総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの			○						
		略									
	八　調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの				○					東部総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの			○						
		2　同令第12条による調理師の名簿の登録の消除 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの								○	東部総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの			○						
		3　同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換え交付 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの				○					東部総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの			○						
		4　同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの				○					東部総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの			○						
	九　製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に基づく知事の権限に属する事務	略									
		2　同法第7条第2項の規定による製菓衛生師の免許又は同条第3項の規定による製菓衛生師免許証の交付 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの				○					東部総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの			○						
		略									
	十　製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387	1　同令第3条第1項の規定による製菓衛生師の名簿の訂正									

号）に基づく知事の権限に属する事務									
	2　同令第4条第1項の規定による製菓衛生師の名簿の登録の消除							○	総合事務所長
	3　同令第5条第1項の規定による製菓衛生師免許証の書換え交付				○				総合事務所長
	4　同令第6条第1項の規定による製菓衛生師免許証の再交付				○				総合事務所長
十一　鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成6年鳥取県条例第7号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	2　同条例第4条第2項の規定によるふぐ処理師名簿の登録				○				総合事務所長
	略								
略									
十五　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第6条第3項の規定による変更の届出の受理							○	総合事務所長
	4　同法第7条第2項の規定による地位承継の届出の受理							○	総合事務所長
	5　略								
	6　略								
	7　同法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置又は変更の届出の受理							○	総合事務所長
	8　略								
	9　同法第14条の規定による食鳥処理場の廃止等の届出の受理							○	総合事務所長
	10　略								
	11　略								
	12　同法第16条第7項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認状況の							○	総合事務所長

号）に基づく知事の権限に属する事務	(一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○					
	2　同令第4条第2項の規定による製菓衛生師の名簿の登録の消除 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○					
	3　同令第5条第1項の規定による製菓衛生師の免許証の書換え交付 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの			○				東部総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○					
	4　同令第6条第1項の規定による製菓衛生師の免許証の再交付 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの			○				東部総合事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○					
十一　鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成6年鳥取県条例第7号）に基づく知事の権限に属する事務	略							
	2　同条例第4条第2項の規定によるふぐ処理師名簿の登録		○					
	略							
略								
十五　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略							
	3　略							
	4　略							
	5　略							
	6　略							
	7　略							

| | | |

			第３項の共済契約の募集の停止命令等																				
			7　略																				
			8　同法第30条の２第２項の規定による組合の役員の選任		○																		
			9　同法第40条第４項の規定による定款の変更の認可		○																		
			10　同法第40条第５項の規定による共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可		○																		
			11　同法第40条第６項の規定による貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可		○																		
			12　同法第50条の５の規定による健全性の基準の設定		○																		
			13　同法第50条の９第１項ただし書の規定による価格変動準備金の全部又は一部の金額について積み立てをしないことの認可		○																		
			14　同法第50条の９第２項ただし書の規定による価格変動準備金を取り崩すことの認可		○																		
			15　同法第50条の12第３項の規定による共済計理人に対する説明等の要求						○														
			16　同法第50条の13の規定による共済計理人の解任命令		○																		
			17　同法第53条の４第３項の規定による共済契約条件の変更の申出の承認		○																		
			18　同法第53条の５の規定による組合に対する共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令		○																		
			19　同法第53条の10第１項の規定による共済調査人の選任等		○																		
			20　同法第53条の10第３項の規定による共済調査人の解任		○																		
			21　同法第53条の13第１項の規定による契約条件変更に係る承認		○																		
			22　同法第53条の17第２項ただし書の規定による議決権の取得又は保有の		○																		

			3　略																				
			4　同法第42条において準用する民法第56条の規定による仮理事の選任		○																		
			5　同法第43条第３項の規定による定款の変更の認可		○																		
			6　同法第43条第４項の規定による規約の設定、変更又は廃止の認可		○																		

		承認								
		23 略								
		24 略								
		25 同法第63条第3項において準用する同法第58条の規定による解散組合の継続の認可		○						
		26 同法第69条第1項の規定による組合の合併の認可	○							
		27 同法第93条の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告の徴収						○		
		28 略								
		29 略								
		30 略								
		31 同法第94条の2第1項の規定による共済事業を行う組合に対する定款の変更等監督上必要な命令		○						
		32 同法第94条の2第2項の規定による共済事業を行う組合に対する改善計画の提出等監督上必要な命令		○						
		33 同法第94条の2第4項の規定による共済事業規約の設定等の認可の取消し		○						
		34 同法第94条の2第5項の規定による組合の業務の停止若しくは役員の解任の命令又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の設定等の認可の取消し		○						
		35 略								
		36 略								
	略									
景観まちづくり課	略									
	三 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（景観まちづくり課の所掌事務に係るものに限り、市町村長に委任したものを	略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								

		7 略								
		8 略								
		9 同法第63条第1項の規定による解散組合の継続の認可		○						
		10 同法第65条第2項の規定による組合の合併の認可	○							
		11 同法第93条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収						○		
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 同法第94条の2の規定による組合に対する定款の変更等監督上必要な命令		○						
		16 略								
		17 同法第95条の2の規定による規約の設定等の認可の取消し		○						
		18 略								
	略									
景観まちづくり課	略									
	三 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（景観まちづくり課の所掌事務に係るものに限り、市町村長に委任したものを	略								
		23 同法第32条の規定による開発行為の同意（国有土地に係るものに限る。）							○	総合事務所長
		24 略								
		25 略								
		26 略								

| | | |

		の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 53、58又は59の認可等に係るもの (二) 51の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、37、38、39又は40の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長
		68 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び必要な是正措置の執行命令等並びに同条第2項の規定による執行、公告 (一) 53、58又は59の認可等に係るもの (二) 51の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、37、38、39又は40の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長
		69 同法第81条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をした旨の公示 (一) 53、58又は59の認可等に係るもの (二) 51の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、37、38、39又は40の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長
		70 同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 68の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 68の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 68の(三)の監督処分を行うためのもの	○	○				○	総合事務所長
		71 略							
四 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）		1 同令第60条の規定による書面の交付 (一) 景観まちづくり課の項の三の21、22、24、32、33又は35の許可に係るもの						○	総合事務所長
略									
八 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条	略								
		6 同条例第10条の2第1項の規定に		○					

		の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 54、59又は60の認可等に係るもの (二) 52の認可に係るもの (三) 21、22、28、30、33、34、36、38、39、40又は41の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長
		69 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び必要な是正措置の執行命令等並びに同条第2項の規定による執行、公告 (一) 54、59又は60の認可等に係るもの (二) 52の認可に係るもの (三) 21、22、28、30、33、34、36、38、39、40又は41の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長
		70 同法第81条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をした旨の公示 (一) 54、59又は60の認可等に係るもの (二) 52の認可に係るもの (三) 21、22、28、30、33、34、36、38、39、40又は41の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長
		71 同法第82条第1項の規定による立入検査 (一) 69の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 69の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 69の(三)の監督処分を行うためのもの	○	○				○	総合事務所長
		72 略							
四 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）		1 同令第60条の規定による書面の交付 (一) 景観まちづくり課の項の三の21、22、25、33、34又は36の許可に係るもの						○	総合事務所長
略									
八 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条	略								
		6 同条例第10条の2の規定による屋		○					

例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	による屋外広告業の登録及び同条第3項の規定による更新の登録									
	7　同条例第10条の4第1項の規定による屋外広告業者登録簿への登録及び同条第2項の規定による登録をした旨の通知						○			
	8　同条例第10条の5第1項の規定による屋外広告業の登録の拒否の決定及び同条第2項の規定による拒否した旨の通知			○						
	略									
	10　同条例第10条の9の規定による屋外広告業者登録簿からの抹消						○			
	略									
略										

例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	外広告業の登録及び同条第3項の規定による更新の登録									
	7　同条例第10条の4第2項の規定による屋外広告業者登録簿への登録及び登録をした旨の通知						○			
	8　同条例第10条の5第2項の規定による屋外広告業の登録の拒否の決定及びその旨の通知		○							
	略									
	10　同条例第10条の9の規定による屋外広告業者の登録の抹消						○			
	略									
略										
十四　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定					○				
	2　同法第4条第7項の規定による建築主事の所轄区域の指定		○							
	3　同法第6条第1項第4号の規定による建築主事の確認を要する区域の指定	○								
	4　同法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定確認検査機関の指定		○							
	5　同法第6条の2第4項の規定による建築主及び指定確認検査機関への通知								○	総合事務所長
	6　同法第7条の3第1項の規定による特定工程の指定		○							
	7　同法第7条の3第8項の規定による特定工程の解除		○							
	8　同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認								○	総合事務所長
	9　同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令								○	総合事務所長
	10　同法第9条第4項（同法第15条第2項において準用する場合を含								○	総合事務所長

む。）の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取								
11　同法第９条第５項（同法第45条第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等に対する通知及び公告						○	総合事務所長
12　同法第９条第７項（同法第10条第２項及び第10条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令						○	総合事務所長
13　同法第９条第８項（同法第10条第２項及び第10条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第４項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取						○	総合事務所長
14　同法第９条第９項（同法第10条第２項及び第10条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の公示の施行等の停止等の命令又は当該命令等の取消し						○	総合事務所長
15　同法第９条第10項の規定による緊急の必要がある場合の違反建築物等の工事の施工等の停止の命令						○	総合事務所長
16　同法第９条の２の規定による建築監視員の任命	○						
17　同法第９条の３第１項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知	○						
18　同法第10条第１項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却の勧告						○	総合事務所長
19　同法第10条第２項の規定による勧告に係る措置をとることの命令						○	総合事務所長
20　同法第10条第３項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却等の命令						○	総合事務所長
21　同法第11条第１項の規定による公益上著しく支障が						○	総合事務所長

ある既存の建築物の除却等の命令							
22　同法第12条第5項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求						○	総合事務所長
23　同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求		○					
24　同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施		○					
25　同法第15条第4項の規定による建築概計の作成及び当該建築概計の国土交通大臣への送付		○					
26　同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求		○					
27　同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示	○						
28　同法第18条第13項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認						○	総合事務所長
29　同法第18条第14項の規定による国等の違反建築物に係る通知及び要請						○	総合事務所長
30　同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町の同意の取得	○						
31　同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定	○						
32　同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定						○	総合事務所長
33　同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定						○	総合事務所長
34　同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定	○						
35　同法第42条第3	○						

項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定							
36　同法第42条第4項の規定による道路の指定						○	総合事務所長
37　同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道要件を適用しない建築物の建築の許可						○	総合事務所長
38　同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内等における建築物の建築等の許可						○	総合事務所長
39　同法第44条第1項第3号の規定による地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の認定						○	総合事務所長
40　同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限						○	総合事務所長
41　同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示						○	総合事務所長
42　同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取						○	総合事務所長
43　同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可						○	総合事務所長
44　同法第48条の規定による用途地域内における構築物の建築の許可						○	総合事務所長
45　同法第48条第13項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第14項の規定による公示						○	総合事務所長
46　同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可						○	総合事務所長
47　同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定	○						
48　同法第52条第2項の規定による前面道路幅員に乗じる係数の指定	○						

49　同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定		○						
50　同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定		○						
51　同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可							○	総合事務所長
52　同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定		○						
53　同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定			○					
54　同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
55　同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
56　同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可							○	総合事務所長
57　同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定							○	総合事務所長
58　同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
59　同法第56条第1項の規定による隣地斜線に係る数値の指定		○						
60　同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
61　同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の認定							○	総合事務所長
62　同法第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定							○	総合事務所長
63　同法第57条の2							○	総合事務所長

| | | |

の制限を適用しない建築物の許可							
76　同法第68条第3項第2号の規定による景観地区内における敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長
76の2　同法第68条第5項の規定による景観地区内における建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
77　同法第68条の3第1項の規定による地区計画等に係る容積率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
78　同法第68条の3第2項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
79　同法第68条の3第3項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
80　同法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等に係る建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
81　同法第68条の4の規定による地区計画等の区域内の容積率の最高限度に関する条例の規定を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
82　同法第68条の5の2第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長
83　同法第68条の5の4第1項の規定による地区計画等の区域内の容積率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
84　同法第68条の5の4第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
85　同法第68条の5の5第1項の規定による地区施設等の下にある部分の建築面積を建ぺい率の算定に算入しない建築物の認定						○	総合事務所長

86　同法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定							○	総合事務所長
87　同法第68条の7第5項の規定による予定道路に接する場合の容積率の制限の適用する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
88　同法第70条第1項の規定による建築協定の認可							○	総合事務所長
89　同法第73条第2項（同法第74条の2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告							○	総合事務所長
90　同法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可							○	総合事務所長
91　同法第74条の2第4項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告							○	総合事務所長
92　同法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可							○	総合事務所長
93　同法第76条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告							○	総合事務所長
94　同法第76条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可							○	総合事務所長
95　同法第77条の21第1項又は第3項の規定による指定確認検査機関を指定した旨の告示			○					
96　同法第77条の22第1項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可		○						
97　同法第77条の22第4項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可をした旨の公示			○					
98　同法第77条の23第1項の規定による指定確認検査機関の指定の更新		○						
99　同法第77条の24第4項の規定による確認検査員の解任命令		○						

| | | |

定の承認								
113 同法第85条第4項の規定による応急仮設建築物の存続の許可							○	総合事務所長
114 同法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可							○	総合事務所長
115 同法第86条第1項の規定による総合的設計による1又は2以上の建築物の敷地を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
116 同法第86条第2項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
117 同法第86条第3項の規定による特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
118 同法第86条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物の特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限の緩和する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
119 同法第86条第8項の規定による公告等							○	総合事務所長
120 同法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定							○	総合事務所長
121 同法第86条の2第2項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
122 同法第86条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
123 同法第86条の2第6項の規定による公告等							○	総合事務所長
124 同法第86条の5第2項の規定による複数建築物の認							○	総合事務所長

	定の取消し								
	125　同法第86条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し							○	総合事務所長
	126　同法第86条の5第4項の規定による公告等							○	総合事務所長
	127　同法第86条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定							○	総合事務所長
	128　同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定							○	総合事務所長
	129　同法第86条の8第4項の規定による認定建築主への工事状況報告の請求							○	総合事務所長
	130　同法第86条の8第5項の規定による認定建築主への改善に必要な措置の命令							○	総合事務所長
	131　同法第86条の8第6項の規定による認定の取消し							○	総合事務所長
	132　同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令							○	総合事務所長
十五　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定							○	総合事務所長
	2　同令第131条の2第1項の規定による街区の指定							○	総合事務所長
	3　同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定							○	総合事務所長
十六　建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条の規定による道路の位置を指定した旨の公告							○	総合事務所長
	2　同規則第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続を行うことができる区域の指定		○						
十七　鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）に基づく知事の権限に属	1　同条例第2条第2項の規定による災害危険区域の指定及び廃止の公示等	○							
	2　同条例第3条ただし書の規定によ							○	総合事務所長

					する事務	る災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可							
						3　同条例第4条ただし書の規定によるがけ地付近の建築物の建築の認定						○	総合事務所長
						4　同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定						○	総合事務所長
						5　同条例第9条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定						○	総合事務所長
					十八　建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第3項の規定による外国の建築士免許を受けた者の二級建築士又は木造建築士の認定		○					
						2　同法第5条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の登録又は二級建築士の免許証の交付			○				
						3　同法第9条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消し		○					
						4　同法第10条第1項の規定による二級建築士及び木造建築士がその業務に関し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し		○					
						5　同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施			○				
						6　同法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を有する者の認定			○				
						7　同法第15条の17の規定による指定試験機関の指定		○					
						8　同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録						○	総合事務所長
						9　同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否						○	総合事務所長

	10　同法第23条の7第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消							○	総合事務所長
	11　同法第26条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取消し等		○						
	12　同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求							○	総合事務所長
	13　同法第29条第3項の規定による建築士審査会委員の任命	○							
十四　略	十九　略								
二十　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2　同法第7条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	3　同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表		○						
	4　同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	5　同法第8条第3								

						項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
						6　同法第8条第8項後段（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
						7　同法第9条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
						8　同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
						9　同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
						10　同法第12条の規						

		定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		11 同法第13条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定基準の特例の承認	○							
	二十一 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		2 同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		3 同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の内容が相当であると認める旨の通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
	二十二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく知事の権	1 同法第74条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長	

十五　略

公園自然課

略

十四　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略								
	84　同法第58条の規定による狩猟者登録の拒否 (一)　県内に住所を有する者に係るもの (二)　県外に住所を有する者に係るもの			○ ○					総合事務所長
	略								
十五　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第79条第2項の規定による指示							○	総合事務所長

十六　略

十七　略

十八　略

十九　略

二十　略

二十一　略

二十二　略

二十三　略

二十四　略

二十五　略

限に属する事務	(二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2　同法第75条第2項の規定による届出をした者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	3　同法第75条第3項の規定による指示に従わない旨の公表		○					
	4　同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告		○					

二十三　略

公園自然課

略

十四　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略								
	84　同法第58条の規定による狩猟者登録の拒否 (一)　県内に住所を有する者に係るもの (二)　県外に住所を有する者に係るもの					○	○		総合事務所長
	略								

十五　略

十六　略

十七　略

十八　略

十九　略

二十　略

二十一　略

二十二　略

二十三　略

二十四　略

住宅政策課	一～十七　略									
	十八　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定					○			
		2　同法第4条第7項の規定による建築主事の所轄区域の指定		○						
		3　同法第6条第1項第4号の規定による建築主事の確認を要する区域の指定	○							
		4　同法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定確認検査機関の指定		○						
		5　同法第6条の2第11項の規定による建築主及び指定確認検査機関への通知							○	総合事務所長
		6　同法第7条の3第1項第2号の規定による特定工程の指定		○						
		7　同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認							○	総合事務所長
		8　同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令							○	総合事務所長
		9　同法第9条第4項（同法第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取							○	総合事務所長
		10　同法第9条第5項（同法第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等に対する通知及び公告							○	総合事務所長
		11　同法第9条第7項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令							○	総合事務所長
		12　同法第9条第8項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第4項の規定による違反建築物の所							○	総合事務所長

住宅政策課	一～十七　略

有者等からの意見の聴取							
13　同法第９条第９項（同法第10条第４項及び第90条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の公示の施行等の停止等の命令又は当該命令等の取消し						○	総合事務所長
14　同法第９条第10項の規定による緊急の必要がある場合の違反建築物等の工事の施工等の停止の命令						○	総合事務所長
15　同法第９条の２の規定による建築監視員の任命		○					
16　同法第９条の３第１項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知		○					
17　同法第10条第１項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却の勧告						○	総合事務所長
18　同法第10条第２項の規定による勧告に係る措置をとることの命令						○	総合事務所長
19　同法第10条第３項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却等の命令						○	総合事務所長
20　同法第11条第１項の規定による公益上著しく支障がある既存の建築物の除却等の命令						○	総合事務所長
21　同法第12条第５項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求						○	総合事務所長
22　同法第14条第１項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求			○				
23　同法第14条第２項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施			○				
24　同法第15条第４項の規定による建築統計の作成及び当該建築統計の国土交通大臣への送付			○				
25　同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求			○				

域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の認定							
40　同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限						○	総合事務所長
41　同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示						○	総合事務所長
42　同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取						○	総合事務所長
43　同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可						○	総合事務所長
44　同法第48条第1項から第13項までに掲げる用途地域内における構築物の建築の許可						○	総合事務所長
45　同法第48条第14項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第15項の規定による公示						○	総合事務所長
46　同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可						○	総合事務所長
47　同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定		○					
48　同法第52条第2項の規定による前面道路幅員に乗じる係数の指定		○					
49　同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定		○					
50　同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定		○					
51　同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可						○	総合事務所長
52　同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定		○					
53　同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定			○				